

加工品の表示について

～ 加工品を販売する場合には食品表示法に基づく表示が必要です ～
 品目によって表示すべき項目が異なる場合もありますので、農産物の加工品の表示について疑問・質問のある場合は、**峡南農務事務所地域農政課(055-240-4114)**にご相談ください。

【加工品（漬け物）表示の一例】

①名称 ・商品名ではなく、一般的な名称を表示。 ・名称が定められている食品はそれに従って表示。	②原材料名(※) ・使用した原材料を重量割合の高い順に表示。 ・アレルギー、遺伝子組換え食品がある場合は、原材料名欄に表示。 ・表示方法が定められている食品はそれに従って表示。	⑤賞味(消費)期限(※) ・未開封の状態です定められた保存方法により保存した場合の期限を表示。 ・消費期限 腐敗等その他の品質の劣化を伴い、安全性を欠くこととなる恐れがないと認められる期限。 ・賞味期限 期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。 ・製造日から賞味期限までの期間が3ヶ月を超えるものは、年月で表示できる。														
③添加物 ・添加物の占める重量割合の高いものから順に表示。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td>きゅうりぬか漬（薄切り）</td> </tr> <tr> <td>原 材 料 名</td> <td>きゅうり（山梨県産）、漬け原材料（ぬか類、食塩、香辛料）</td> </tr> <tr> <td>添 加 物</td> <td>調味料（アミノ酸）</td> </tr> <tr> <td>内 容 量</td> <td>200g</td> </tr> <tr> <td>賞 味 期 限</td> <td>平成28年12月31日</td> </tr> <tr> <td>保 存 方 法</td> <td>10℃以下で保存してください。</td> </tr> <tr> <td>製 造 者</td> <td>山梨 一郎 山梨県〇郡〇町1-1</td> </tr> </table>		名 称	きゅうりぬか漬（薄切り）	原 材 料 名	きゅうり（山梨県産）、漬け原材料（ぬか類、食塩、香辛料）	添 加 物	調味料（アミノ酸）	内 容 量	200g	賞 味 期 限	平成28年12月31日	保 存 方 法	10℃以下で保存してください。	製 造 者	山梨 一郎 山梨県〇郡〇町1-1
名 称	きゅうりぬか漬（薄切り）															
原 材 料 名	きゅうり（山梨県産）、漬け原材料（ぬか類、食塩、香辛料）															
添 加 物	調味料（アミノ酸）															
内 容 量	200g															
賞 味 期 限	平成28年12月31日															
保 存 方 法	10℃以下で保存してください。															
製 造 者	山梨 一郎 山梨県〇郡〇町1-1															
④内容量(※) ・内容重量(g, kg)、内容容積(ml, l)、内容数量(個、本など)を記載。 ・計量法の特定商品(大豆など)を密封して販売する場合は内容数量での表示はできない。	⑥保存方法(※) ・開封前の保存方法を食品の特性に従い、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等を表示。 ・常温で保存すること以外に留意点がない場合は、保存方法の項目自体を省略できる。	⑦食品関連事業者の氏名(名称)・住所 ・製造者（加工者、輸入者あるいは販売者）のうち、表示内容に責任を有する者の氏名または名称及び住所を番地まで記載。 ⑧製造所(加工所)の所在地、製造者(加工者)の氏名 ・食品関連事業者の氏名(名称)・住所と同じ場合は省略できる。														

(※) 印の表示事項は、該当する欄に「枠外〇〇記載」のように表示箇所を表示すれば、枠外に表示することもできます。

【注意】課税売上1000万円以上の事業者は、上記以外に栄養成分表示をする必要があります。

峡南農務事務所 農業農村支援課
(峡南地域普及センター) 生産振興担当
055-240-4131